

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月10日(火)午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(9人)

会長	10番	齊藤	常夫
会長職務代理	5番	中山	雅史
委員	1番	海老原	茂
委員	2番	萱橋	敏男
委員	3番	飯泉	秀夫
委員	4番	栗原	哲
委員	5番	前島	守
委員	7番	菊地	典夫
委員	9番	矢口	剛

農地利用最適化推進委員(10人)

委員	大山	謙吉
委員	飯田	一夫
委員	榎田	実
委員	文随	靖
委員	中島	一郎
委員	小菅	庄一
委員	吉田	義博
委員	豊島	芳夫
委員	羽田	貞義
委員	飯泉	博

農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	岩本	将史
事務局長補佐	石神	正夫
主査	大久保	慎太郎

4. 欠席委員

8番 羽田 茂

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました，ただいまから令和元年12月定例総会を開催いたします。

携帯電話等につきましては，電源を切るか，マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

それでは，はじめに総会の開催にあたりまして，齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

はい皆様，12月の定例総会にご出席して頂きまして有難うございます。

令和元年の最後の定例総会になりますけれども，この一年間農業委員，農地利用最適化推進委員の皆様には，農地利用の最適化に向けまして積極的な取り組みをしていただきました。改めまして感謝を申し上げたいと思います。

さて現在取り組んでいる全筆調査であります，未提出者への戸別訪問を皆様方にし

ていただきまして現時点で89%の回収率となっております。大方の地区で戸別訪問が終了しておりますし、まだ終わっていない地区につきましては、引き続きの取り組みをお願いしたいと思います。詳細の報告は、総会終了後の農地利用最適化推進連絡会の中で報告いたしますけれども、私が予想していた回収率を上回る結果となりまして、当初目標を達成できたのかなと思っております。皆様方のご尽力に感謝申し上げたいと思います。

さて先月の総会以降、茨城県農業会議の会長会議、そして全国農業会議所の会長代表者会議がありました。詳細はこれも推進連絡会の中で報告いたしますけれども、現在国会の中で新たな食糧農業農村基本計画の策定に向けた検討議論がなされております。来年3月の通常国会で成立する方向で今動いておりますけれども、この策定に向けて農業委員会としての要請決議と行動を今行っているところです。

この基本計画は、農家の所得増大あるいは地域政策に大きくかかわるものでありますし、現在行っている衆参農林水産委員会の議論、あるいは国会の議論、こういうものに皆さんも動向を注視していただければと思います。

本日の総会、議案7件と報告事項2件となっております。議案も多いことから皆様方に精力的かつ慎重な審議をお願いしまして、大変簡単ですが挨拶と致します。どうぞよろしく願いいたします。

1. 事務局（岩本事務局長）

ありがとうございました。本日は8番羽田委員より欠席の通告がございましたので報告いたします。本日の出席委員は、農業委員10名中9名でございます。

また本日は、推進委員さん10名にも出席をいただいております。

委員の出席人数が、定足数に達していますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、暫時議事を進めさせていただきますのでご協力のほどお願いいたします。

まず、議事録署名委員の選出でございますが、私議長にご一任していただけますか。

（異議なしの声）

ご一任いただけるということですので、早速指名させていただきます。

1番海老原委員、2番萱橋委員、2名を議事録署名委員に選出いたします。書記は、事務局でお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移

転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，**■■■**字**■■■**番**■■■**，地目は登記現況とも畑，面積は300㎡でございます。

続きまして受付番号2番，申請理由は資材置場として使用するための賃貸借となっております。申請地は，**■■■**字**■■■**番**■■■**，地目は登記現況とも畑，面積は4,647㎡でございます。令和3年5月31日までの一時転用となっております。

続きまして受付番号3番，申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は，**■■■**字**■■■**番**■■■**，地目は登記現況とも畑，面積は470㎡でございます。

続きまして受付番号4番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，**■■■**字**■■■**番**■■■**，地目は登記現況とも畑，面積は2.46㎡，**■■■**字**■■■**番**■■■**，地目は登記現況とも畑，面積は116㎡，**■■■**字**■■■**番**■■■**，地目は登記現況とも畑，面積は81㎡，**■■■**字**■■■**番**■■■**，地目は登記山林，現況畑，面積は256㎡，合計4筆455.46㎡でございます。

続きまして受付番号5番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，**■■■**字**■■■**番**■■■**，地目は登記現況とも畑，面積は301㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい，続きまして，現地確認及び書類審査の結果につきましてご報告いただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして，2番萱橋委員報告をお願いします。

1. 萱橋委員

はい，それでは報告いたします。12月3日，齊藤会長，中山職務代理，菊地委員，私，事務局から石神補佐，大久保主査の6名で3件の書類審査，現地調査を行いましたので結果を報告いたします。

まず最初に，受付番号1番地図は3ページをご覧ください。申請地は豊体で，地図の下部に丸松会館があります。上部の成瀬方面に300メートル向かった道路沿いが申請地となります。この申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の一団の農地の区域内

にある農地であるため第1種農地と判断します。申請者は、申請地1筆300㎡に、自己住宅を建築する計画です。関係法令との調整も行っており、許可要件を満たしていると判断いたします。

続きまして受付番号2番、地図は4ページをご覧ください。申請地は野堀で、地図の左上部に取手ゴルフ場があります。右の集落手前の倉庫の道路を挟んだ反対側が申請地となります。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆4,647㎡に資材置場を設置する計画です。資金計画については、自己資金で賄い、関係他法令との調整も行っており、令和3年5月31日までの一時転用となっております。第1種農地の許可基準に該当すると判断いたします。

続きまして受付番号3番、地図は5ページをご覧ください。申請地は小張で、地図の中央下部に愛宕神社があり、上部の高波方面に約500m向かった道路右奥が申請地となります。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域であり、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、市立陽光台小学校、学校法人沼田学園陽光台保育園があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆470㎡に自己住宅を建築する計画です。関係法令との調整も行っており、許可要件を満たしていると判断します。以上各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、続いて谷和原地区について、9番矢口委員報告をお願いします。

1. 矢口委員

12月3日午後1時30分より、事務局から大久保主査、飯泉委員、海老原委員、齊藤会長、私で行った書類審査、現地調査について報告いたします。

受付番号4番、地図は6ページになります。丁度、筒戸の開智学園の北側に位置しています。申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、学校法人開智学園、もりり保育園があることから3種農地と判断いたします。申請者は、申請地4筆455.46㎡と雑種地1筆6.35㎡の合計461.81㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行って、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、地図は7ページになります。丁度、筒戸の禅福寺の近くに

なります。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、学校法人開智学園、学校法人沼田学園があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆合計301㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしているものと考えます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はいありがとうございました。現地確認の報告が終わりましたので、これより審議いたします。

まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保主査)

はい、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は2件となっております。

8ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は自己住宅敷地拡張となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑，面積は109㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は農家住宅敷地拡張となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は256㎡でございます。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい続いて、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。まず、伊奈地区につきまして7番菊地委員、報告をお願いします。

1. 菊地委員

それでは、12月3日午前9時より行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは先ほど萱橋委員が報告してくださいました時と同じ6名で行いました。

受付番号1番、地図は9ページになります。現地は自宅のすぐ前にありまして、現在畑として利用されている様子でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆109㎡を利用し、自己住宅の敷地拡張をする計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅の敷地拡張をするための許可要件を

満たしていると考えます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて谷和原地区につきまして、3番飯泉委員報告をお願いします。

1. 飯泉委員

12月3日に行った、4条の書類審査と現地調査結果について報告いたします。当日は午後に先ほど矢口委員からありましたが、5人のメンバーで現地調査を行いました。

この申請地の農地区分は、水道、下水道管が埋設されている道路沿いの区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、また申請地からおおむね500メートル以内に、学校法人の開智学園、もりり保育園があることから3種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地1筆256㎡を利用し、農家住宅の敷地拡張をする計画となっております。この申請につきましては関係法令との調整も行っており、農家住宅の敷地拡張をするための許可要件を満たしていると考えております。各委員のご審議をお願いしたいと思います。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。現地確認調査の報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号の受付番号1番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、栗原委員。

1. 栗原委員

ちょっと勉強不足で確認をお願いしたいのですが、転用の場合、住宅にする時に面積の制限があると思うのですが、敷地拡張の場合にも制限があるのかどうか。それと2番にもかかわるのですが、自己用住宅と農家用住宅での面積などの違いがあるのかどうか、そのあたりをお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局答弁をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、お答えさせていただきます。基本的に自己住宅は500㎡ということになっております。例外として、500㎡に必要最小限の法面、進入路等を加えた面積で許可したケースもあります。

それで自己住宅と農家住宅の違いなのですが、基本的に農家住宅の場合は農業を営む者の証明が必要となり、経営面積が1,000㎡以上の方に証明を行っております。

営む者の証明をとれる方であれば、農家住宅として新規の場合は1,000㎡まで、敷地内に納屋や農業用倉庫と自己住宅とを合わせて1,000㎡までの面積が許可要件の一つの基準となっております。

自己住宅で拡張の時は、同じように500㎡までということで、例えば300㎡であれば、200㎡まで拡張が可能で、上限は500㎡になります。

1. 議長（齊藤会長）

よろしいですか

1. 栗原委員

はい。

1. 議長（齊藤会長）

その他ご質問ありますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定しました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は3件となっております。

11ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は5,440㎡、 字 番、地目は登記現況とも田、面積1,865㎡、 字 番、地目は登記現況とも田、面積1,215㎡、合計3筆8,520㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番、地目は登記現況とも畑、面積は420㎡、 字 番、地目は登記現況とも田、面積は1,930㎡、 字 番、地目は登記現況とも田、面積は2,100㎡、 字 番、地目は登記現況とも畑、面積は295㎡、 字 番、地目は登記現況とも田、面積は1,851㎡、 字 番、地目は登記現況とも田、面積は1,132㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は3,000㎡、 字 番、地目は登記現況とも田、面積は1,960㎡、 字 番、地目は登記現況とも田、面積は4,310㎡、 字 番、地目は登記宅地、現況畑、面積は300.82㎡、合計10筆17,298.82㎡の自作地及び小作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、 字 番、地目は登記現況とも畑、面積は1,150㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明終わりましたので、現地確認及び書類審査報告をお願いします。まず伊奈地区につきまして、7番菊地委員報告をお願いします。

1. 菊地委員

はい、それでは12月3日午前9時よりに行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは先ほどと同じ6名で行いました。受付番号1番、地図は12ページ、13ページになります。現地は現在も耕作されている状況でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約148アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田3筆8,520㎡で、規模拡大のため贈与により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、続きまして谷和原地区につきまして、1番海老原委員報告をお願いします。

1. 海老原委員

はい、それでは議案第3号、2番、3番についてご説明いたします。さる12月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。調査は午後1時30分から齊藤会長、飯泉委員、矢口委員、事務局から大久保主査、私、5人で行いました。

受付番号2番並びに3番は譲受人が同一になりますので、一括して説明いたします。地図は14ページになります。

申請者は、借入地約236アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田7筆16,283㎡、登記現況ともに畑3筆1,865㎡、登記宅地、現況畑1筆300.82㎡の合計11筆18,448.82㎡です。規模拡大のため贈与により譲り受け、水稻・野菜を作付する予定です。

以上のことから、2番、3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。許可しても差し支えないと思われます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。それでは審議いたします。

議案第3号の受付番号1番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので次に進めます。受付番号2番並びに3番は、譲受人が同一でありますので一括して審議いたします。

受付番号2番及び3番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局，説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は8件となっております。15ページをご覧ください。

受付番号1番，申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は241㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は92㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は188㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は161㎡，合計4筆682㎡でございます。

続きまして受付番号2番，申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は，登記畑，現況宅地，面積は310㎡でございます。

続きまして受付番号3番，申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は，登記田，現況雑種地，面積は17㎡でございます。

続きまして受付番号4番，申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，264㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，310㎡，合計2筆574

m²でございます。

続きまして受付番号5番、申請地は、■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、426m²、■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、135m²、■字■■■■番■■■■番、地目は登記現況とも田、131m²、合計3筆692m²でございます。

続きまして受付番号6番、申請地は、■字■■■■番、地目は登記現況とも畑92m²でございます。

続きまして受付番号7番、申請地は、■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、1,170m²でございます。続きまして受付番号8番、申請地は、■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、376m²でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明終わりましたので、現地確認及び書類審査の報告をお願いしたいと思えます。まず伊奈地区について、5番中山職務代理をお願いします。

1. 中山職務代理

はい、12月3日午前中に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど萱橋委員から報告のあったメンバーでございます。

受付番号1番、地図は17ページになります。谷井田小学校の北西約350mの場所にあります。現地はすでに自己住宅、倉庫が建ち、ブロック塀で囲まれている状況でした。申請書類等を審査したところ、平成11年3月以前から宅地として一体利用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている、非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないかと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、続いて谷和原地区につきまして、3番飯泉委員報告をお願いします。

1. 飯泉委員

12月3日に行った書類審査と現地調査結果について報告いたします。3日の午後に、先ほど報告のありました矢口委員と同じ5名のメンバーで行いました。

まず受付番号2番ですが、地図は18ページになります。この土地は、谷原大橋の東側の信号を北の方に入った場所にあります土地です。現地を見ましたところ、平成2年

1 1月以前から宅地として使用されておりましたが空き家状態でした。

続きまして受付番号3番から8番は、同一の地域になりますので、一括して説明いたします。地図は19ページになります。現地は土浦野田線のバイパスに隣接する篠竹が伸び放題の状態の荒れ地になっておりました。

今回の提出されました受付番号3番から8番の地域につきましては、申請書類等の審査及び、周辺状況からみても、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地と思います。

以上の観点から、受付番号の2番から8番につきましては、茨城県が発行しております、農地法関係事務処理の手引き農地転用関係の45ページに記載されている、非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われまます。各委員の方のご審議をお願いしたいと思います。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、現地確認の報告をしていただきましたので、早速審議いたします。なお受付番号3番から8番につきましては関連しますので、一括して質疑することにいたします。

それでは最初に受付番号1番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、続いて受付番号3番から8番について、ご質問のある方挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は、非農地証明を発行する

ことに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」こちらの方につきましては、20ページの農用地利用集積計画総括表の中でご説明したいと思います。

まず新規案件といたしまして、田が34筆の73,575㎡、畑が2筆の533㎡、合計36筆の74,108㎡。貸し手が17人、借り手が14人となります。

更新ですが、田が66筆の152,846㎡、畑が41筆の43,696㎡、合計107筆の196,542㎡となります。貸し手が28人、借り手が23人となります。

合計でいきますと、田が100筆の226,421㎡、畑が43筆で、44,229㎡、合計143筆の270,650㎡、貸し手が45人、借り手が24人となります。

詳細につきましては、21ページから28ページをご参照ください。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明終わりましたのでこれから審議いたしますが、受付番号104番につきましては、小菅推進委員が議事参与の制限となっております。また受付番号105番から受付番号141番は、前島農業委員さんが議事参与の制限となっております。さらに受付番号142番、143番は、菊地委員が議事参与の制限となっております。したがって4つに分けて審議を進めてまいります。

まず最初に、受付番号1番から103番まで審議いたします。

1番から103番についてご質問のある方、挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号1番から103番まで、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。全員賛成により 1 番から 1 0 3 番までは, 原案のとおり決定しました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて, 受付番号 1 0 4 番を審議いたします。小菅推進委員の退席をお願いします。
(小菅推進委員退席)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは, 1 0 4 番について審議いたします。
ご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。受付番号 1 0 4 番, 原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。全員賛成により 1 0 4 番は, 原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて, 1 0 5 番から 1 4 1 番について, 審議いたします。小菅推進委員の復席をお願いします。あわせて前島委員の退席をお願いします。
(小菅推進委員復席)
(前島委員退席)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは, 1 0 5 番から 1 4 1 番について, 審議いたします。
ご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号105番から141番について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。受付番号105番から141番については、原案のとおり決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

（前島委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、受付番号142番から143番について、審議いたします。菊地委員の退席をお願いします。

（菊地委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、受付番号142番、143番について、ご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。142番、143番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により142番、143番は、原案のとおり決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

（菊地委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり決定しました。資料の（案）の削除をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

はい、それではご説明いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」につきましても、29ページの農用地利用集積計画（案）総括表中からご説明させていただきます。

新規案件のみとなります。田が42筆の、98, 833㎡、畑が17筆の、23, 369㎡、合計59筆の、122, 202㎡。貸手が10人、借手が1団体で、権利の設定は令和2年の2月1日からとなります。詳細につきましては、30ページから32ページとなります。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それでは議案第6号について、一括して審議いたします。

議案第6号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号は、原案のとおり許可することに決定しました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

はい、それではご説明します。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」こちらの方につきましても33ページの農用地利用配分計画（案）総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が42筆で、98, 833㎡、畑が17筆の、23, 369㎡、合計59筆の、122, 202㎡。貸し手が10人、借り手が1人となります。権利の設定は令和2年2月1日でございます。

こちらにつきましては、市の方から意見を求められているものです。詳細につきましては、34ページから36ページとなります。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、議案第7号についても一括して審議していきます。

議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はいありがとうございます。全員賛成により、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。議案は以上でございます。

続いて報告事項に入ります。事務局より一括して報告をお願いします。

1. 事務局（岩本事務局長）

はい。それでは報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。37ページになります。

今回、専決処分したものは4件です。自己住宅建設による売買のためのものが1件、建売住宅建設によるものが2件、住宅敷地拡張のための売買が1件です。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書につ

いて」をご報告します。議案書は38から39ページになります。

今回の合意解約は10件で、解約の理由は、すべて耕作者の変更のためのもとなります。報告案件は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。以上で、予定した議事すべて終了しましたので本総会を閉会いたします。